

学校のいじめをめぐる安全配慮義務

—安全な学校の創出—

采女博文

- 1 はじめに
- 2 学校の法的責任を否定した裁判例の特徴
- 3 いじめ行為の違法性判断
- 4 安全配慮義務論の貧困
- 5 おわりに

1 はじめに

最近、言葉による嫌がらせ、集団的無視といった心理的抑圧を主たる内容とするいじめ、「心理的抑圧型いじめ」の裁判例が増えている。これに伴って、従来の「暴行・恐喝型いじめ（少年非行型いじめ）」の裁判例では表面化しなかった新たな課題が生まれている。それは、学校の安全配慮義務違反を問う論理的前提として生徒による違法行為の存在を要求する裁判例の登場である。たとえば、「いじめは存在していない」から、「学校のいじめの発見・予防義務を怠った過失は認められない」（山形地判平26・3・11（平21（ワ）616））という論理展開、あるいは、「被告生徒らの一連の言動は、すべて合わせ考慮しても、原告生徒に対する違法な加害行為であるとはいえず、被告生徒らが不法行為責任を負うことはなく、教諭らにも安全配慮義務違反は認められない」（佐賀地判平成24・1・27（平21（ワ）355））という論理展開がなされている。この論理は、「暴行・恐喝型いじめ（少年非行型いじめ）」の裁判例では、加害行為の違法性について疑問の余地がなかったから、顕在化しなかった。この論理の登場は、安全配慮義務（安全確保義務）の内容の貧困が表面化したとも、あるいは安全配慮義務の内容の貧困化ともいいうる現象である。

安全配慮義務の内容の貧困化の原因はどこにあるのだろうか。確かに、いじめ行為の存在ないし違法性が否定されると学校の安全配慮義務違反を問う余地

はないとする論理（以下、たんに「直結の論理」ということがある）には、一理あるようにみえる。というのは、不作為の違法を理由とする国家賠償責任において、行政の責任の有無は、行政の不作為そのものが損害の直接の原因である場合と、直接の原因は自然や社会における危険にあり、行政の責任は、もっぱらこのような危険を適正に管理し損害の発生を防止しなかったところにある場合とは分けて分析される。⁽¹⁾ 体罰など教員の違法行為が直接問題となる場面は、打撃ミスである。いじめに関して学校の法的責任が問われる場面は守備ミスの場面である。⁽²⁾ とすると、違法行為に対する行政・学校の守備範囲が問題であるから、直結の論理に疑問を挟む余地はないようにみえる。また、学校で起きる事故についての学校・行政の責任の判断プロセスが、教育内在型事故と教育外在型事故とに分けて分析されることがある。⁽³⁾ けんかと同様にいじめもまた教育外在型事故に組み入れられることが多い。⁽⁴⁾ 教育外在型事故の類の場合、違法行為の存在を前提として学校の責任が論じられることになるだろう。

他方、いじめの本質についての認識は深まっている。⁽⁵⁾ 加えて、平成23年10月の大津市いじめ事件を契機に、いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日、法律第71号）が成立し、公布された。⁽⁶⁾ この法律を受けて、文部科学省は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日、文部科学大臣決定）を策定している。鹿児島県でも、鹿児島県いじめ防止基本方針が平成26年3月に策定された。この法律によって、いじめに取り組む国、自治体、学校の責任が明文化された。学校の責任、守備範囲を法律の解釈から導き出すことができる新しい段階に入った。⁽⁷⁾ いじめ防止対策を求める文科省の通知内容が立法によって裏打ちされたともいえよう。⁽⁸⁾

以下では、まず、直近10年間のいじめ裁判例から、いじめの存在を否定したり、いじめの違法性を否定したりすることによって、学校側の法的責任を否定した裁判例の特徴を概観し、安全配慮義務の内容の貧困の表面化ないし貧困化現象を確認する。つぎに、いじめ防止対策推進法の成立を踏まえて、学校の安全配慮義務論⁽⁹⁾を再検討する。

最初に検討する主な裁判例は次の8件である。

【1】川口市立中学校いじめ自殺事件・さいたま地判平成17・5・18（平13（ワ）397）TKC法律情報データベース（請求棄却，控訴棄却）（いじめ不存在）

【2】草加市立小学校いじめ転校事件・さいたま地判平成20・1・25（平18（ワ）978）裁判所ウェブサイト（請求棄却）（違法性否定）

【3】さいたま市立小・中学校いじめ不登校事件・さいたま地判平成20・5・30（平18（ワ）383）裁判所ウェブサイト（請求棄却）（違法性否定）

【4】唐津市立中学校いじめ自殺未遂事件・佐賀地判平成24・1・27（平21（ワ）355）Westlaw Japan データベース（請求棄却，控訴）（違法性否定）

【5】北本市立北本中学校いじめ自殺事件・東京地判平成24・7・9 訟月59巻9号2341頁（請求棄却，控訴棄却，上告不受理）（いじめ不存在）

【6】名古屋市立小学校いじめ不登校事件・名古屋地判平成25・1・31判時2188号87頁（請求棄却・控訴）（違法性否定）

【7】青森県立高校いじめ自殺事件・青森地判平成25・10・4（平23（ワ）98）TKC法律情報データベース（請求棄却）（いじめ不存在）

【8】山形県立高島高校いじめ自殺事件・山形地判平成26・3・11（平21（ワ）616）TKC法律情報データベース（請求棄却）（いじめ不存在）

2 学校の法的責任を否定した裁判例の特徴

本稿の問題関心にしたがって、1) 遺書の有無，被害の内容などの事例の特徴，2) 原告がいじめと主張した行為について裁判所がどのような評価を下したか，3) 加害児童・生徒らの行為との関係での学校の責任についての判断，4) 判決の特徴について述べる。

【1】川口市立中学校いじめ自殺事件・さいたま地判平成17・5・18（平13（ワ）397）TKC法律情報データベース

1) 事例の特徴

Aは，川口市立中学1年2組に在籍し，科学部に所属していたが，夏休みに入った平成12年7月26日，午前中は本件中学へ登校して部活動をして帰宅した後，自宅で自殺した。

原告らは，「本件生徒らは，平成12年4月に本件中学に入学以来，共謀のうえ，主として本件中学の校内において，Aに対し，毎日のように，暴力を振るったり，いやがらせ等のいじめ行為を，集団で，継続的に，執拗にかつ陰湿な手法でした」と主張した。

本件中学校は、原告らに、事件について次のような文書報告をしている。Aの所属していた学級においては、平成12年4月下旬ころAのサブバックがごみ箱に隠されていたことがあったこと、同年5月下旬ころにはAを含む数名の生徒の筆入れと消しゴムが勝手にいじられた事件があったこと、同年6月上旬の中間試験期間中にはAが普段使用している机にスティック糊が塗られた事件が発生したこと、また、本件中学においては、訴外Mを除く本件生徒ら他の生徒ら（総計13名程度）が、授業間の休み時間等に本件中学内において、交々、Aに対し、「悪口を言う。眼鏡を借りたり取りあげたりする。糊を机に塗る。生徒手帳を借りて中を見て返す」等のいやがらせ行為をしたり、「肩をたたく、太腿を膝でつく、腹を殴るまねをする」等の行為をしたり、Aとの間において、「じゃんけんゲームをして、罰ゲームをする」等の行為があった。

また、川口警察署は、加害生徒9名を、「暴力行為処罰ニ関スル法律違反」の行為があるとして、浦和児童相談所に通告している。

2) いじめ行為についての裁判所の評価

裁判所は、原告らの主張する本件いじめ行為を否定した。本件生徒らは、Aと同学年であるが、同級生は5名、出身小学校が同じ者も5名のみであり、所属部は同じ者はおらず、その全員に共通する要素はないこと、本件生徒及び他の生徒（総計13名程度）がAに対し、（学校から原告らに対する）報告でされたとする嫌がらせ等の行為は、いずれも、授業の間の休憩時間等に他の生徒同士でも行われていたものと同様の、個々の場合に別個の事情や機会の下になされた「ふざけ合い」ないし「悪ふざけ」に類したもの（ただし、おとなしい性格のAにおいては、積極的に参加したものとは思われないものではある）であって、本件生徒らが、共謀して継続的に陰湿な態様でなされたいわゆる「いじめ行為」とはその性質を異にするものであった。

判決は、悪ふざけであることを推測させる事情として、次の事情をいう。①学校の欠席も腹痛による2日間（母親から欠席届出があった）のみで、遅刻・早退もなく、遡って観ても何らAの学校及び家庭生活にいじめの存在を感じさせるような言動や徴表は見られなかったこと。②保護者である原告X2等を交えた担任教師との三者面談のときも含めて、また、1年生の学年集会におけるアンケート等においても、Aにおいては「困ったこと」、「嫌なこと」等につい

での訴えや、記載等は全く見られなかったこと。③家庭でしていた友人との間のいわゆるパソコンでのメールにも全くいじめの徴候はみられなかったこと。

また、警察による児童相談所への通告についても、通告をもって、Aに対する本件いじめ行為があったものと推認することはできないとの評価をしている。警察は、本件生徒らは刑事無能力の14才未満であったので、その非行事実については、個々の事実として特定することなく、また、その行為内容についても漠然としたままで、本件中学での調査結果等をも参考にして、本件生徒らのみを児童相談所に通告したものと見られる（なお、本件生徒らは、本件中学ないし警察において、具体的な事実関係に基づく十分な調査や取り調べを受けなかったとし、その弁解の聴取もされなかったとしている）。そのことは、Aに対するいじめ行為とされるものが、原告らの主張自体によっても、当裁判所の証拠調べの結果によっても、訴外生徒らの各行為につき、日時、場所、機会等で具体化された行為内容として、現在においても明らかでないことから窺える。

3) 学校の責任について

判決は、「本件事件の発生前後のAの状況と前記のとおり本件生徒ら及び他の者のAに対する行為は、原告らが主張する本件いじめ行為には至らない、生徒間の『悪ふざけ』に止まるものであることを総合して判断するときには、その『悪ふざけ』と本件事件との間には、相当因果関係があるとは認められない」とした。

4) 判決の特徴

判決【1】は、原告らがいじめと主張した行為を「悪ふざけ」と評価したうえで、本件自殺との相当因果関係を否定した。相当因果関係を否定することによって、学校の安全配慮義務の内容は検討されることなく終わっている。

しかし、判決文には、「ただし、おとなしい性格のAにおいては、積極的に参加したものとは思われないものではある」とも記述されている。Aの主観からみると、「悪ふざけ」として許容していなかったことが推測できる。

また、学校は、「本件中学の教師らは、生徒間のいたずら（Aのサブバックがゴミ箱の中に隠されていた事件、机に糊が塗られていた事件、Aを含む生徒2、3人の筆入れの中の消しゴムがなくなった事件）に気付いたときは、それ

に対して注意する等の指導を欠かしたことはなかった」と主張している。これに対し、判決は、「生徒らに対する生活指導ないし情操指導につき具体的にそれに問題が存した」との事情も窺えないと述べる。しかし、学校の主張をみても、本件学校はいじめ問題を意識して取り組んでいるとは評価できない。個別的な事件が発生するたびに個別的な対応をしているというのでは、今日のいじめ対策の水準⁽¹⁰⁾からみると、いじめに対する真摯かつ組織的な取組があるとはいえない。裁判所は、本件中学が「生徒らに対する生活指導ないし情操指導につき具体的に」何をしたのかについて焦点を当てて判断すべきだろう。

【2】草加市立小学校いじめ転校事件・さいたま地判平成20・1・25（平18（ワ）978）裁判所ウェブサイト

1) 事例の特徴

原告Xは、平成17年6月27日の4年生4クラス合同での水泳授業（以下「本件プール授業」という）の際、被告Fらの子である児童らから、3回にわたり、腕をつかまれ、背中に乗られるなどした後、原告Xの体をつかんでいる児童もろとも、後方に倒れて水中に沈み込み、水を飲んだ。その結果、水に対する恐怖心を抱くようになったばかりか、学校に行くのが怖くなり、転校を余儀なくされるなどの精神的苦痛を被ったとXは主張した。なお、原告Xが本件児童らから以前から嫌がらせを受けていたという事実はない。

2) いじめ行為についての裁判所の評価

裁判所は、本件児童らの行為は、解放的な心理状態の下で行われたふざけ合いの範囲内の行為であり、Aの足が原告Xの腹部に当たったことも含め、その一連の行為をもって違法な加害行為と評価することはできないとした。裁判所は、「一般に、プールでの授業は、育ち盛りの児童にとっては、水中という独特の環境の下で、開放的な気分に乗って思う存分体を動かせる場として、教室での授業とは異なる趣があるものである。また、水中では浮力が働くことから、水の浮力を利用して普段できないような動きを試したり、お互いにつかみあったりすることもままあることであり、本件児童らの行為はこれと比較して危険性の高い行為であったとまではいえない。本件児童らと原告Xとの一連のやりとりは、このようなプール授業時特有の児童の開放的な心理状態の現れと見ることができる」と述べる。

3) 学校の責任について

判決は、本件を防止すべき義務に関して、「学校の教師は、学校における教育活動によって生ずるおそれのある危険から児童・生徒を保護すべき義務を負っているところ、授業の実施について、児童を指導監督し事故の発生を未然に防止すべき一般的注意義務がある。したがって、児童が事故発生の具体的な危険のある行為をしている場合には、それを発見し、やめさせるべき法的義務があるというべきであり、上記義務に違反した場合には、国家賠償法1条1項ないし不法行為法上の違法な行為となる」と述べたうえで、「上記義務は、教育活動が潜在的に事故発生の危険性をはらんでいることを前提としているものであるから、教育現場で発生した事故が、違法性のない行為に基づく場合であっても、その一事をもって、教師に注意義務違反がなかったと判断することはできないというべきである」と述べている。

そのうえで、「判決は上記のように解したとしても、本件児童らの一連の行為については、既に認定したとおりその態様から客観的な危険性を認識し得るものではなく、事故発生の具体的な危険のある行為とはいいい難い。そうすると、本件プール授業を監視・監督していたG教諭らが本件児童らの行為を発見し、やめさせるべき法的義務があったと認めるには不十分である。したがって、G教諭が本件の時点で、シャワーを浴びており、持ち場を離れており、その他の教諭らにおいても本件を発見できなかったとしても、上記義務違反として法的責任を認めることはできない」と判示した。

4) 判決の特徴

判決【2】は、児童らの行為は、ふざけ合いの域を出ないものであり、危険性の高いものではなかったとしている。「本件プール授業を監視・監督していたG教諭らが本件児童らの行為を発見し、やめさせるべき法的義務があったと認めるには不十分である。したがって、G教諭が本件の時点で、シャワーを浴びており、持ち場を離れており、その他の教諭らにおいても本件を発見できなかったとしても、上記義務違反として法的責任を認めることはできない」との判断も、水泳授業の際に重大な事故が発生していることはよく知られていることからすると、やや理解しがたいものがある。判決【2】の特徴は、学校側の防止義務に関して、「教育現場で発生した事故が、違法性のない行為に基づく

場合であっても、その一事をもって、教師に注意義務違反がなかったと判断することはできない」と一般論としては述べたことにある。児童の違法性のある行為を前提としないとの見解をとる裁判例である。

【3】さいたま市立小・中学校いじめ不登校事件・さいたま地判平成20・5・30（平18（ワ）383）裁判所ウェブサイト

1) 事例の特徴

原告は、本件小学校5年生の1学期ころから、被告Aから叩く、被告Cから靴を踏まれるなどの嫌がらせを受けるようになった。原告は、被告子供らから、消しゴムを切られる、鉛筆で背中を刺される、金をせびられる、暴言を言われる、通りすがりや朝礼時に叩かれる、原告の所持品を勝手に持ち出されるなどされている。また、特に重大ないじめとして、担任のGが作った、給食時に5分間話をしてはならず、話をしたら廊下で給食を食べなければならないという決まり事を悪用して、被告子供らが、原告に対し、毎日のように原告が決まり事に触れるように仕向けて来たことがあると主張した。

2) いじめ行為についての裁判所の評価

判決は、いじめが違法となる判断基準をつぎのように述べる。「特定の者に対し、一定の者が継続的に物的・身体的・精神的に被害者が嫌だと感じる行為、いわゆるいじめをしている場合、不法行為が成立することがあると解されるが、そのためには、被害者が苦痛を受けるという損害だけでなく、加害者に故意・過失が必要であるし、違法性も必要となる。ところで、子供の成長過程や、学校教育では、身体的・精神的な衝突はほぼ必然的に生じるものであるし、健全な発育のためには身体的・精神的な衝突はむしろ必要とさえ考えられる。また、子供は精神的に成熟していない以上、責任能力の有無にかかわらず、相手がどの程度のことをされると耐えられないほどの苦痛を感じるのか分からないこともある。したがって、外形的にいじめという行為があったとしても、加害者との関係では、直ちに不法行為が成立するほどの違法性があることにはならず、軽微ならざる加害行為を行った場合や、被害者が明確に拒否をしているにもかかわらず執拗に加害行為を継続している場合、保護者や教師から厳格な注意を受けたにもかかわらず依然として注意に背き加害行為を行った場合など、加害行為が相当程度強いときに、不法行為が成立する実質的な違法

性があることになるというのが相当である。」

判決は、被告子供らの個別の責任を否定した後、次のように共同不法行為の成立も否定した。①本件話し合い前については、鉛筆ズボン事件や鉛筆刺突事件、本件金銭事件のうちオーバーヘッドシュートの件等、被告A及び被告C又は被告A及び被告Bが共同して原告に加害行為を行ったといえる部分があるが、不法行為が成立するほどの違法性があるとはいえない。②本件話し合い後に被告子供らが共同して行った行為としては、本件給食事件があるが、被告子供らの共謀を認めるに足りる証拠はないし、被告子供らの個々の行為も不法行為が成立するとはいえないから、共同不法行為も成立しない。③その他、本件話し合い後に被告子供らは各自悪口や、絵の具事件、給食食器事件などを行っているが、いずれも被告子供らの共謀を認めるに足りる証拠はないし、個々の行為も不法行為が成立するとはいえないから、共同不法行為は成立しない。

3) 学校の責任について

判決は、学校の責任については、まず、一般的な規範を示した。「学校は、保護者の委託を受けて子供を教育する責務を負い、保護者から受託した子供につき、教育するだけではなく、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における子供の安全を確保すべきという安全配慮義務を負っていると解される。いわゆるいじめがあった場合、加害者となった者に不法行為責任が認められるか否かとは別に、学校が適切ないじめの防止策や、いじめが起きた後の適切な対処を行わなかった場合には、安全配慮義務違反の不法行為により、被害者に対し損害賠償義務が生じることがある。」

次に、本件小学校の対応を各個別に判断して過失を否定した。①本件金銭事件以外の本件話し合い以前の行為について見ると、鉛筆刺突事件や朝会事件の存在をGが認識していたと認められるが、朝会事件についてはGは注意をしていること、原告からいじめられているという訴えがあったわけではないこと、それぞれの行為自体違法性が高いとはいえないこと、本件話し合いをしたことなどから、本件小学校の対応に過失があるとはいえない。②本件金銭事件については、Gは速やかに関係児童から事情聴取を行い、校長や教頭、生徒指導主任などに相談し、本件話し合いを開き、ひとまずの解決をしているから、本件小学校の対応に過失があるとはいえない。③本件話し合い後、原告の継続的不

登校までは、本件話し合い後に原告や母親から席替えやクラス替え等の要望がなかったこと、Gは原告と被告A及び被告Cが同じ班にならないように配慮していること、Gは原告や被告子供らの様子を以前よりも注意して見ていたこと、個人面談の際に本件給食事件のことを知らせていることなどの事実からすれば、本件小学校は必要な措置を講じているといえる。また、原告や母親、その他の児童や保護者、児童相談所等から本件小学校に対して原告がいじめられているという報告がされたとは認められないこと、母親も原告がいじめられていたとは思っていなかったことなどの事情があるし、その他本件小学校が原告がいじめられている事実やその兆候を看過したと認めるに足りる証拠はない。さらに、絵の具事件についての、基本的に当事者に任せるという対応も、結果的に解決できていることも考慮すると、不適切とはいえない。S校長は、次の校長Hに対し、原告の件をいじめ事件として引き継がなかったことについても、本件金銭事件は本件話し合いで解決済みであり、絵の具事件も解決していたことを考慮すると、不適切とはいえない。

4) 判決の特徴

判決【3】は、「まずは被告子供らの個別の責任を検討し、その後共同不法行為の成立を検討する」、「被告子供らの共謀を認めるに足りる証拠はない」という「加害行為の分解」手法によって、全体としての加害児童らの行為の違法性を否定した。判決【3】の特徴は、「いわゆるいじめがあった場合、加害者となった者に不法行為責任が認められるか否かとは別に、学校が適切ないじめの防止策や、いじめが起きた後の適切な対処を行わなかった場合には、安全配慮義務違反の不法行為により、被害者に対し損害賠償義務が生じることがある。」としていて、規範としては、加害子どもの不法行為責任が不成立の場合でも、学校の安全配慮義務違反の余地を残している点にある。「適切ないじめの防止策」や、「いじめが起きた後の適切な対処」が安全配慮義務の内容として捉えられている。しかし、学校の義務の内容の具体的なとらえ方は貧困なように思える。一つ一つの出来事を分解して検討した場合には、学校に問題がないようにみえる。しかし、学校の対応を全体として評価するという視点は欠けている。

【4】唐津市立中学校いじめ自殺未遂事件・佐賀地判平成24・1・27（平21（ワ）355）Westlaw Japan データベース

1) 事例の特徴

唐津市立中学校の女子生徒である原告X1は、学校内でのいじめを苦に、同中学校校舎の2階と3階をつなぐ階段の踊り場から飛び降り自殺を図り、原告X1に後遺障害等級1級相当の障害が残った。

2) いじめ行為についての裁判所の評価

いじめの違法性判断について示した判断基準はつぎの通りである。「集団生活において、特定の者に対するいわゆるいじめ行為が認められたとしても、いじめ行為の主体である加害者は、いじめ行為を受けている被害者との関係で、直ちに不法行為責任を負うものではなく、加害者と被害者の関係、加害者の意図、当該いじめ行為の態様や執拗性、当該いじめ行為に対する被害者の対応等諸般の事情を総合考慮し、当該いじめ行為が、社会的相当性を逸脱する違法な権利侵害行為であると認められる場合にのみ、不法行為の成立を認め得ると解するのが相当である。特に、精神的に未発達な児童の教育現場においては、児童間の身体的、精神的衝突は、児童の健全な成長過程に必要かつ不可避であるといえるから、これをいじめ行為と称するか否かは別として、その行為が違法であるかどうかの認定は慎重になされるべきものと解される。」

この判断基準に基づいて個別行為をつぎのように判断した。

①ソフトボール部上級生からの呼び出しについて

被告生徒らは、原告X1のみを呼び出したものではなく、各呼び出し行為は1年生部員全員あるいは原告X1を含む1年生部員4名をそれぞれ呼び出したものであり、「その内容も、主として1年生部員の返事や挨拶の仕方を指導又は注意したに止まるものである。このような部活動の先輩による後輩に対する指導又は注意は、精神的に未成熟な児童の健全な成長過程において不可避免的に起こる事態であって、これを違法行為であると安易に評価することは、部活動を通じて集団生活において身に着けるべき礼儀等を学ぶといった教育目的を阻害するとすらいえる。そうすると、上記各呼び出し行為が原告X1に対し耐え難い精神的苦痛を与えるような態様でなされたなど、他に違法性を基礎づける事情を認めるに足る証拠のない本件においては、上記各呼び出し行為が、その頻度、対象者及び内容に照らし、違法な権利侵害行為であると評価することはできない。」

②短パンのずり下げ

被告Aは、バスケットゴールの横棒に掴まっている原告X1の短パンをずり下げたことが認められるところ、証拠及び弁論の全趣旨によれば、「本件中学校内で同級生の短パンをずり下げの行為が流行していたことが認められること、被告A自身も、本人尋問において、学校内で同級生の短パンをずり下げの行為がはやっていたため、遊びで原告X1の短パンをずり下げた旨供述していることなどからすると、被告Aに、原告X1に対し精神的苦痛を与える意図があったとは考え難い。また、その態様も、ソフトボール部の女子部員数名が周囲にいる中で、バスケットゴールの横棒に掴まっている原告X1の短パンを下着が見える程度までずり下げたに止まるものであって、原告X1に対し、著しい羞恥心や、精神的苦痛を被らせる行為とまではいえないこと、被告Aは、上記短パンずり下げ行為により原告X1が泣いたため、3年生部員から謝罪するよう言われて謝罪したことなどからすると、上記被告Aの行為を、違法な権利侵害行為であると評価することはできない。」

③原告が「死ね」「キモい」「おうちゃくい」などと言われたこと

本件全証拠によっても、原告X1が被告生徒らから「死ね」と言われたとの事実を認めるに足りない。また、被告生徒らは、原告X1に対し、「キモい」「おうちゃくい」と言った事実は認められるけれども、本件全証拠に照らしても、原告X1が被告生徒らから「キモい」「おうちゃくい」と言われた経緯、態様、頻度等が全く明らかではない本件において、これを違法な権利侵害行為であると評価することはできない。

裁判所は、結論として、原告らが被告生徒らの原告X1に対するいじめ行為であると主張する被告生徒らの一連の言動は、これらをすべて合わせ考慮しても、原告X1に対する違法な加害行為であるとはいえず、被告生徒らが原告らに対して不法行為責任を負うとはいえない、とした。

3) 学校の責任について

判決は、一般的な規範として、「学校の教師は、学校教育の過程において、児童・生徒の生命・身体の安全を、他の児童・生徒のいわゆるいじめ行為その他の加害行為から保護するように配慮すべき義務を負っており、上記加害行為を認識していたにもかかわらず、何らの措置をとらなかった結果、児童・生徒

が損害を被った場合には、学校設置者は、国家賠償責任を負うことがある」と述べる。

しかし、判決は、原告X1と同学年の生徒らのうち、多数の者が原告X1に対するいじめ行為を認識していたことをもって、直ちに、本件中学校の教諭らが、原告X1に対するいじめ行為を認識し、又は認識することが可能であったとはいえない、とした。その理由として、①本件事故は、原告X1が本件中学校に入学してからわずか2か月弱、ソフトボール部に入部してわずか1か月程度で起こったものであること、②原告X1には、クラス内で話をする友人もおり、同じクラスの生徒全員から無視をされていたわけではないと認められること、③原告らが原告X1に対するいじめ行為であると指摘する被告生徒らの行為は、いずれも原告X1に対する違法な権利侵害行為というに足りないものであること、④原告X1がソフトボール部を欠席したのは、4月下旬から5月上旬の連休中に実施された対抗試合の日及び本件事故の前日の2日のみであり、他に原告X1に対するいじめ行為を想起させるような具体的な兆候があったと認めるに足りる証拠はないことを挙げる。

結局、判決は、「原告らが被告生徒らの原告X1に対するいじめ行為であると主張する被告生徒らの一連の言動は、これらをすべて合わせ考慮しても、原告X1に対する違法な加害行為であるとはいえず、被告生徒らが原告らに対して不法行為責任を負うとはいえない」という判断を前提にして、「本件中学校の教諭らが、原告X1に対するいじめ行為を認識し、又は認識することが可能であったとはいえず、原告ら主張の安全配慮義務違反があったとはいえない」との結論を出した。

4) 判決の特徴

判決【4】の「このような部活動の先輩による後輩に対する指導又は注意は、精神的に未成熟な児童の健全な成長過程において不可避的に起こる事態であって、これを違法行為であると安易に評価することは、部活動を通じて集団生活において身に着けるべき礼儀等を学ぶといった教育目的を阻害するとすらいえる」とか、「児童間の衝突も、中学生という未成熟な児童間において頻繁に見られるものといえるし、精神的に未成熟な児童の健全な成長過程において不可避的に起こり得る」という認識は、旧態依然たる教育論である。未熟な者が未

熟な者を指導するという本判決の教育論はとうてい理解できない。判決【4】の特徴は、被告生徒らの不法行為責任の否定と、「いじめ行為を認識し、又は認識することが可能であったとはいえず」という安全配慮義務違反の否定とが直結している点にある。

【5】北本市立北本中学校いじめ自殺事件・東京地判平成24・7・9訟月59巻9号2341頁

1) 事例の特徴

中学1年生女子生徒のAが、2学期の3連休明けの日に、普段どおり北本中学校に行くように家を出て、同中学校をはるかに行き過ぎたマンションの8階から投身した。遺書には、「死んだのは、学校の美術のみんなでも学校の先生でもありません。クラスの一部に勉強にテストのせいかも」との記載があった（「クラスの一部に勉強にテストのせいかも」の記載については、「クラスに」との記載がいったん削除された後で記載されており、「の一部」の文字は挿入される形で記載されている）。

2) いじめ行為についての裁判所の評価

「原告らは、Aに対して、本件事件直前まで、一人ではなく仲間と同調して、クラスの女子生徒らから、悪口を言われ、はやし立てられ、からかわれ、無視され続けた旨主張するところ、本件交換日記上、西小学校においてAが『A君』、『きもい』と言われたことがある旨記載されていることや、西小学校の生徒のほとんどが北本中学校に進学していること、及び原告X2の供述からすれば、Aが、同級生から「A君」などと言われ、Aが不愉快に感じたことがあったことはいかかわれるものの、それを超えて、複数名が同調してAに対して一方的、継続的に行っていたものとは認められず、上記発言があったこと自体をもって、自殺の原因となるような『いじめ』があったと認めることもできない。」

3) 学校の責任について

「原告らは、被告北本市に対し、Aがいじめ自体により受けた精神的苦痛に対する損害賠償責任をも主張するが、原告らの主張する事実のうち、証拠によって認定することができる事実については、前記のとおりであって、その判断内容に照らし、Aに対して不法行為を構成するまでの行為があったと認めること

はできないし、少なくとも、B教諭、C教諭を始め、被告北本市の担当者らについて、Aとの関係においていじめ防止義務違反があったと認めることは困難である。」

4) 判決の特徴

判決【5】は、生徒らの行為を「複数名が同調してAに対して一方的、継続的に行っていたもの」ではないと評価して、いじめの存在を否定した。そのうえで、判決【5】は、いじめの不存在（不法行為成立の否定）といじめ防止義務違反の否定とを直結している。判決【5】は、「本件交換日記の記載から、AがDやEから「いじめ」を受けていたと認識するような、相応の出来事があったことや、Aが交友関係に思い悩み、気持ちが揺れ動いていたことをうかがうことはできるとしても、これらの事実関係から、Aが、西小学校6年生の時から北本中学校1年生の2学期まで、継続的に、自殺を決意するほどの行為を受けていたとまで認めることは困難である」と述べる。判決【5】は、「塾勧誘の手紙の記載内容についても、多少強引な表現が見られるとしても、中学1年生のDが、自らが通う学習塾に小学校以来の関係のあるAを誘う方法として、『強要した』と評価することは躊躇せざるを得ないし、このことをもって、Aが自死をも決意しなければならないほどの行為を受けていたことを推認させる事情であるとも認め難い」との認識を示す。しかし、塾勧誘の2通目の手紙（「入んなかったら（いつでもいいからはいって）絶交だからな。そしてAのウワサばらまいてやるぞ」）は、原告が主張するように「塾勧誘の手紙についても、いじめられたAの立場に立って検討すれば、不合理かつ一方的な条件をもって絶交する旨及び噂をばらまく旨述べたもので、極めて攻撃的な文章であり、精神的苦痛を感じるもの」と解するのが素直であろう。

遺書についても、「2学期の3連休明けの日に、普段どおり北本中学校に行くように家を出て、同中学校をはるかに行き過ぎたマンションの8階から投身して自死することを決意するに至った主たる原因が何であるかについては、上記のような内容の本件遺書の記載内容から、具体的に特定することは極めて困難であるといわざるを得ず、本件遺書が、その具体的な手がかりとなるものということとはできない。仮に、一定の手がかりとなると考えたとしても、Aの自殺の原因が原告らの主張するような『いじめ』であると認定することはでき

ず、結局は様々な要素が原因となってその尊い命を自ら絶つことを決意したものでないかと推察するほかはない。」と述べる。

【6】名古屋市立小学校いじめ不登校事件・名古屋地判平成25・1・31判時2188号87頁

1) 事例の特徴

Xは、小学校の6年1組に在籍していた当時、同級生であった児童Bらからいじめを受けていたにもかかわらず、担任教諭等が適切に対応しなかったため、不登校になり、精神的苦痛を被った旨を主張した。裁判では、①小学6年生当時のBによるXに対するいじめの有無とこれに対する担任教諭等の対応の内容、②名古屋市の安全配慮義務違反の有無、③Bの親権者らの監督義務違反の有無が争点となった。

2) いじめ行為についての裁判所の評価

判決は、つぎの事実を認定した。①Bは、平成19年4月頃、原告を「メガネザル」、「ゲーマー」と呼んだり、書道の授業中に「メガネザル」と書いた手紙をXに渡したり、1年生にXを「メガネザル」と呼ばせたことがあったほか、テストの答案につき「間違えている」、「中学を受験するんだろう」と言ったり、「手が小さい」、「食べるのが遅い」と言ったりし、さらに、給食当番のときXの運んでいたものを途中から横取りしたことがあったこと、②同月23日、体育の授業終了の際、跳び箱で遊んでいたBの足がXの胸に当たったこと、③Bは、同年9月12日、Xが体操服を忘れたことをからかったこと、④Bは、同年10月11日、修学旅行の際、Xに対して「受験するんだろう」と発言したこと、⑤Bは、同年10月26日、Xの目の前で教室の引き扉を閉めたこと。

判決は、「Xは、同級生であるBの上記の各行為により、精神的苦痛を感じたものであるから、これらの各行為が文部科学省の『いじめの定義』に該当するものであるとすれば、学校教育上、その防止等につき適切な対処が行われるべきである。」と述べたうえで、児童らの行為が違法とされるか否かの判断基準、観点を述べる。

「一般に、相手の心情を傷つける発言や行動が行われた場合、それらのすべてが違法となるものではないし、ましてや、未だ人格的に未成熟な段階にある小学生の児童が、学校生活において、相手方の心情に対する配慮が足りない発

言や行動に及んでしまうことがあることは避け難く、それに対する家庭や学校における指導等を通じて円満な人格形成が行われていくことが期待される時期にあることを勘案すると、児童が『いじめの定義』にあたる行為を行ったとしても、それが直ちに不法行為法上違法とされるべきではなく、当該児童の発言や行動の内容の悪質性と頻度、身体の苦痛又は財産上の損失を与える行為の有無及び内容などの諸点を勘案した上、一連の発言や行動を全体的に考慮し、明らかに相手方の児童の心身に苦痛を与える意図と態様をもって行われたものであると認められる場合に、不法行為法上違法と評価されると解することが相当である。」

この観点から、判決は、Bの各行為を次のように評価した。①平成19年4月頃の「メガネザル」、「ゲーマー」、「手が小さい」、「食べるのが遅い」という発言は、小学校6年生の児童らが互いに言い合う類のからかいの言葉であり、それ自体としては、必ずしも相手方の人格を強く否定する意味をもつものではなく、悪質性が高いとはいえないし、これらのからかいは、1学期開始当初に多く行われたが、6年在籍中を通して継続的に行われたとまでは認められない。②4月23日の跳び箱事故の際の肉体的な接触は、BがXを故意に蹴ったとまでは認められないし、また、その後、BはXに謝罪することとし、その趣旨のメモがXに届けられている。③9月12日の体操服に関するからかいは、体操服を忘れたという偶発的な失敗についてのものであり、その場限りのものであって、悪質性が高いとはいえない。④4月頃の「間違えている」「中学を受験するんだらう」という発言や、修学旅行の際の「受験するんだらう」との発言は、中学受験に関するXの心情を刺激するものであることがうかがわれるが、6年在籍中を通して継続的に発言されたものとまでは認められない。⑤給食当番の際の横取り行為や、引き扉事件は、Xの身体に対して直接的に苦痛を与えるものとはいえない。

判決は、結論として、「上記のBの各行為は、客観的にみればそのいじめとしての悪性や頻度はそれほど高くはなく、陰湿で悪質なものとまではいえないといわざるを得ず、また、Bが故意により原告の身体に苦痛を与えたことはないことからすると、Xが小学2年から4年までの間に不登校を経験しているという点を勘案し、かつ、上記のBの各行為を全体的に考慮したとしても、明ら

かに相手方の児童の心身に精神的な苦痛を与える意図と態様をもって行われたものとまでは認めることはできず、不法行為法上違法と評価することはできない」とした。

3) 学校の責任について

判決は、不登校になる前と後とに分けて安全配慮義務違反があるか否かを検討している。

ア) Xが不登校になる前の小学校の対応について

判決は、学校教育上の課題と違法性判断とを分けて判断する。「小学校6年に進級した後は、Xらから、C担任やE校長に対して、Bからいじめを受けている旨の訴えがあったことからすると、Xの学級担任であったC担任、教諭を監督する立場にあったE校長及びD教頭（以下「C担任ら」という。）は、事実関係を確認したうえ、いじめの事実が認められた場合には、学校教育上の重要な課題として、いじめを行った児童に対する指導や再発防止のための措置を執るべきことは論を俟たない」。しかし、「いじめの訴えに対していかなる措置を執るべきかは、一義的に定まるものではなく、いじめの重大性等に応じ、事実の確認の方法、いじめをした児童への指導の方法、他の児童への説明、保護者との意思疎通の在り方などの諸点において、教諭の裁量にゆだねられている部分があるといわざるを得ないことを勘案すると、実際に執られたいじめの防止策や指導の方法が完全さを欠いたとしても、それ故に直ちに国家賠償法上違法となるというべきではなく、問題となったいじめの悪質性と頻度、身体の苦痛又は財産上の損失を与える行為の有無及び内容などの諸点に照らして、明らかに不十分な対応しか執られていないと認められる場合に、安全配慮義務違反が肯定されることになる。」

判決は、この違法性判断の基準、観点から個別に検討をする。「①E校長は、原告が6年生に進級するにあたり、原告らの要望に応じて、原告と仲の良い児童2名を同じクラスとし、原告の登校の妨げとなり得るとされた児童3名を異なるクラスとして、学級編成を行い、これを原告らに事前に知らせたこと、②C担任は、原告らの要望に応じて、1学期が始まると、一時期を除いて、毎日原告宅へ電話をかけていたほか、Fカウンセラーと面談して、原告の指導方法について助言を受けたこと、③C担任は、教室の席替えや班編成などにおいて、

原告の意見を事前に聞き、原告の希望に沿うようにしていたこと、④C担任は、いじめ問題の対処方針につき、当初は、原告を特別扱いせず、学級全体に対する指導を行うという考えを有していたことから、その方針で指導を行っていたが、その後、原告らの要望に応じて、Bや特定の児童につき、個別に事実を確認して指導を行うこととし、実際にも、平成19年5月上旬に2回、Bに対して個別指導を行ったほか、傘事件、体操服についてのからかい、修学旅行中のからかいについて、個別指導を行ったこと、⑤原告に対する身体的な接触が生じた跳び箱事故については、授業を担当していたG教諭がBに謝罪をするように指導し、Bは謝罪の趣旨の手紙を書いて原告に届けたこと、⑥C担任と原告両親の意思疎通が困難となった2学期の10月頃以降は、G教諭が原告らに電話連絡をするなどして原告らの訴えに対処するようにしたことが認められる。そして、結論として、「C担任らは、原告に対するいじめを全く放置していたわけではなく、原告らの要望を一定程度受入れつつ、いじめの防止やいじめの発生後の指導としてそれなりの効果を期待できる措置を執っていたといえることができるし」、「Bのいじめは陰湿で悪質なものとまではいえないことをも考慮すれば、C担任らにおいて、明らかに不十分な対応しか執られていないと認めることはできないから、結果として原告が不登校に至ったことを考慮したとしても、安全配慮義務の違反があったと断じることはできない」とした。

イ) 不登校後の学校側の対応について

Xらは、①配布物をX宅に届けない時期があった点、②いじめに関する教育委員会への報告が平成19年12月頃であった点、③Bらをして原告らに謝罪させる場を設けなかった点、④Xの作成した卒業文集の原稿をそのまま掲載することを拒否した点、⑤X宅を集団訪問した点などを挙げて、C担任らにはXに対する安全配慮義務違反があると主張した。

判決は、次のように判断した。①の点については、原告らと校長との間の意思疎通の不備に起因するものであることがうかがわれ、必ずしも校長の落ち度であるとはいえないし、②の点については、原告の不登校が平成19年11月16日からであることからすると、同年12月頃に行ったという教育委員会への報告が遅すぎるとまではいえない。また、③の点については、原告両親が、B両親ら側との話し合いと謝罪を強く求めたことに対し、E校長は、B両親らと原告らと

の間の穏便な解決のために学校が聞き取りを行うなどの提案をしていたほか、B両親らと面談し、Xに不快な思いをさせたことについて謝罪する意向を引き出していた。このようなC担任らの対応は、跳び箱事件が故意によるものではなく、かつ、既に跳び箱事件についてはBが謝罪のメモを書いていたことを前提とすれば、必ずしも不適切なものとはいえない。さらに、④の点については、原告の作成した原稿の内容に照らせば、これを卒業文集に掲載するのにふさわしくないとしたE校長の見識は、必ずしも不適切なものとはいえない。

もっとも、⑤の点は、集団訪問が原告に与える心理的影響について思いを致すことなく、原告らに事前に相談をすることなく実施した点において、学校教育上の配慮を欠くものであるといわざるを得ない。しかしながら、E校長が集団訪問を実施しようとした意図は、もとより原告を傷つけようとするものではなく、原告が登校する意欲がわくようにするためという点にあったことは明らかであり、その後、E校長は、集団訪問が不適切であったことを認め、真摯な謝罪文を作成して原告らに交付していること、そして、集団訪問後にXがE校長に対して送った書面の内容は、Bからの謝罪と卒業文集につき原稿どおり掲載することを求めるものであり、集団訪問についてE校長を非難する内容が含まれていなかったことをも勘案すると、集団訪問に関しても、損害賠償責任を肯定し得るほどの安全配慮義務の違反があったとまではいえない。

4) 判決の特徴

判決【6】は、加害生徒の各行為を全体的に考慮するという姿勢をとったが、「明らかに相手方の児童の心身に精神的な苦痛を与える意図と態様」をもって行われたものとまでは認めることができないとして、加害生徒の行為の違法性を否定した。判決【6】は、加害児童の違法性の否定と安全配慮義務違反の否定とを直結させていない。しかし、「いじめの訴えに対していかなる措置を執るべきかは、一義的に定まるものではなく、いじめの重大性等に応じ、事実の確認の方法、いじめをした児童への指導の方法、他の児童への説明、保護者との意思疎通の在り方などの諸点において、教諭の裁量にゆだねられている部分があるといわざるを得ない」として教員の裁量を強調している。この裁量論を梃子にして、「実際に執られたいじめの防止策や指導の方法が完全さを欠いたとしても、それ故に直ちに国家賠償法上違法となるというべきではなく、問題となつ

たいじめの悪質性と頻度、身体の苦痛又は財産上の損失を与える行為の有無及び内容などの諸点に照らして、明らかに不十分な対応しか執られていないと認められる場合に、安全配慮義務違反が肯定される」として、安全配慮義務の範囲を狭めた。

なお、教師の裁量論の見解に立ちながら学校の安全配慮義務違反を認めた裁判例に、横浜地判平成21・6・5判時2068号124頁がある。この判決は、「被害の発生を未然に防止するための『事態に応じた適切な措置』とは、一義的なものではなく、学校教育における多様な目的に照らし、教育現場における高度の裁量に委ねられる部分も多く、適切な措置が何かについては、複雑困難な問題があることも考慮されなければならない」としながらも、「本件における上記学校の対応には、そのような加害者特定のための努力、工夫は見られないだけでなく、貴重な手がかりとなる情報や、対質の機会を無為に終わらせている点で、裁量の範囲を逸脱したもの」と判断している。

【7】青森県立高校いじめ自殺事件・青森地判平成25・10・4（平成23年（ワ）第98号）TKCデータベース

1) 事例の特徴

県立高校1年であるAは、ラグビー部に所属していた。クラス担任H教諭は、平成19年7月12日午前、休暇をとっていたが、X2から本件高校に対し、Aが自室から出てこない旨の連絡があったことを聞いて出勤し、Aの自宅に電話をかけ、X2から、Aが自室から出てこないこと及び携帯電話の画面に「死ね」と表示されていたこと等を聞いた。H教諭は、その後、Aから直接話を聞くため、Aの自宅に向かい、Aと面談を行った。Aは、同日午後、本件高校に登校し、ラグビー部顧問G教諭は、同日午後、Aと面談を行った。Aは同年10月21日自宅で自殺した。Aは、自己あてに発信したメールに、「生きるのに疲れた」「いろんな物のせいにしてたけど、結局部活が俺から離れる事は無かった」などと書き込んでいた。

2) いじめ行為についての裁判所の評価

原告らは、Aは、ラグビー部内で、ミーティングに参加させてもらえない、「うざい」「くさい」「帰れ」「かまうな」等と言われる、無視をされる、部員数名に取り囲まれてボールをぶつけられる、角材で殴られる、悪口を言いふらさ

れる、足を負傷したのに休ませてもらえない、といったいじめを受けていたと主張した。しかし、判決は、いじめの存在を認めることはできない、とした。

①X2は、Aの同級生から前記いじめが存在する旨の話を聞いたことがあると供述するが、X2が前記いじめの存在を聞いた相手というAの同級生については、KとLのほかは不明であり、兩名以外の同級生が実際に前記いじめを目撃したのか、あるいは別の同級生等から前記いじめの存在を聞いたのかといった事情は明らかでないことに照らすと、X2の供述によっても、前記いじめの存在を認めることはできない。②Aが、ラグビー部の練習に参加していた際、ラグビー部の部員が、他の部員に対し、「くさい」と言ったり、G教諭が、ラグビー部の部員に対し、「かまうな」と言ったことがあり、また、Aは、本件（自己あての）メールに、「生きるのに疲れた」「いろんな物のせいにしてたけど、結局部活が俺から離れる事は無かった」などと書き込んでいるが、これらの事実から、Aに対するいじめが存在したと認めることはできず、他にAに対するいじめの存在を認めるに足りる証拠はない。

3) 学校の責任について

判決は、個別の教諭の安全配慮義務違反の有無を争点にしている。

①G教諭は、平成19年7月12日、H教諭から、Aがラグビー部のことなどで悩んでいると聞き、同日、Aと面談を行って、Aがラグビー部のことなどで悩んでいることを、Aから直接聞き出し、Aが同日以降のラグビー部の練習を欠席することを認めた上、続けられないようであれば転部先を考えるよう促し、さらに、夏休み明けの同年9月にも面談を行い、転部先を決めたかどうかなどを尋ね、定期試験後でよいから転部先を見学したり顧問の先生に相談するよう促し、その結果を報告するよう話したことが認められる。そうすると、G教諭は、Aが学校における教育活動に密接に関連する生活関係における悩みを抱えていることを知った後、直ちに、自らAの悩みを聞き出した上、ラグビー部の練習を欠席することを認め、転部についてのアドバイスを与えるなどして、Aの悩みを解消するための措置をとったといえる。このことに加えて、Aは、同年7月12日以降、本件高校を欠席したことがなく、自殺の数日前に開催された文化祭の準備にも積極的に参加しており、Aが自殺に至るほど悩んでいることをうかがわせるような状況があったとは認められないことをも併せて考えると、G

教諭が、Aに対する安全配慮義務に違反したということとはできない。

②H教諭は、平成19年7月12日午前、Aが本件高校に登校していないことを知り、休暇を返上して出勤し、X2からAの様子を聞いた上、Aから直接話を聞くため、Aの自宅を訪問し、話しくそうにするAをドライブに連れて行くなどの工夫をして、Aがラグビー部を続ける自信がないこと及び家庭のことで悩んでいる旨を聞き出した上、X2に対し、転部を提案し、また、少し過干渉気味ではないかとアドバイスを行い、その後、本件高校に戻り、G教諭に対し、Aの相談にのるよう依頼したことが認められる。そうすると、H教諭は、Aが学校における教育活動に密接に関連する生活関係における悩みを抱えていることがうかがわれた後、直ちに、Aの悩みを注意深く聞き出したうえ、X2に対するアドバイス及びG教諭に対する面談依頼等を通じて、Aの悩みを解消するための措置をとったといえる。また、同日以降、Aが自殺に至るほど悩んでいることをうかがわせるような状況があったとは認められないことからすると、H教諭が、同日以降、Aに対し、部活動の問題の帰すう等につき尋ねなかったとしても、そのことをもって、H教諭が、Aに対する安全配慮義務に違反したということとはできない。したがって、H教諭が、Aに対する安全配慮義務に違反したということとはできない。

③Aに対するいじめの存在は認められないこと、G教諭による違法な指導及び安全配慮義務違反並びにH教諭による安全配慮義務違反は認められないこと、Aが自殺に至るほど悩んでいることをうかがわせるような状況があったとは認められないこと等からすると、J校長が、Aに対する安全配慮義務違反に違反したということとはできない。

4) 判決の特徴

判決【7】では、いじめの存在が認められていない。しかし、いじめの不存在と安全配慮義務違反とを直結することなく、安全配慮義務違反の有無を検討している。判決【7】では、安全配慮義務の範囲は「公立高校の教員は、生徒に対する安全配慮義務の一環として、生徒が、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における悩みを抱えていることがうかがわれ、これにより生命、身体等の安全を害するおそれがある場合には、生徒の悩みを聞き出してこれを解消するための措置をとるなど、適切な対応を行い、生徒の安全

に配慮する義務を負う」とやや広く捉えられている。学校生活における悩みに対する適切な対応を求めている点は評価できる。しかし、学校組織全体の取組を問うという姿勢は弱い。

【8】山形県立高島高校いじめ自殺事件・山形地判平成26・3・11（平21（ワ）616）TKCデータベース

1) 事例の特徴

県立高校2年生女子生徒Aが校内で自殺した。携帯電話に遺書と題する文章が残されていた。そこには、「(Aが親しかった5名の女子生徒)以外の2年3組の皆」に宛てて、「これで満足?もう、ワキガ臭くも、おなら臭くもないもんね。皆が言った暴言、痛かった。いつも泣きたかった。気付いてないって?気付いてるよ」などの記載があった。

自殺した日の朝、Aは、原告X2（母）に頼んで、その運転する車で学校まで送ってもらった。学校に着いて車を降りるAに対し、原告X2が「Aは何も悪くないから、変わるから大丈夫」と励ましたが、Aは「変わるわけないよ」と言い残して登校していった。

2) いじめ行為についての裁判所の評価

Aに対するいじめの有無を見ていくと、本件事故の発生場所が、自分が通学する高校の構内であり、しかも登校していたAが2校時から授業を欠席し、4校時の授業時間中に現場に赴いて敢行していることや、この場所についてはあらかじめAが目をつけていた形跡があること、本件事故の発生場所には畳まれた制服のブレザー、内履き、携帯電話が並べて遺留されていたこと、携帯電話には本件遺書が残されていたことなどの客観的事情に照らせば、Aがその場の激情に駆られて短絡的、衝動的に及んだのではなく、逡巡しながらも最終的には確固たる意思の下に自殺行為を決行したものであり、その決意に至った原因については、学校生活との関連性が優にうかがわれる。

そうすると、まずは「わきが」などの体臭に関わるいじめの存在を疑い、事実関係を調査してその存否を追及する必要がある。ところが、高校の実施した数次にわたる生徒らに対する聞き取り調査の結果を見る限り、2年3組内で「わきが」などの臭いに関して「くさい」とか「きもい」などの不適切な言葉による問題発言が、生徒の一部の間で陰に陽に交わされていたことは認められるが、

その対象は、Aとは別の生徒に向けられていたとされており、Aに対して問題発言がなされた事実を供述する者は、2年3組以外の者も含めて誰一人いない。Aと親しく交際していた同級生も、Aがわきがなどの臭いで悩んでいたことに気付いたことがなく、Aの臭いに気付いたこともないと口を揃えており、臭いに関するAへの誹謗中傷の類いは一切述べていないのである。「死んだ方がいい」と暴言を浴びせたと名指しされた女子生徒は、聞き取り調査においてその暴言自体を否定している上、かかる暴言が「臭い」に関する問題発言との関係で発せられたものか否か、本件遺書の記載だけではその関連性を判断することが困難である。

このように見ていくと、Aに対して、学校関係において「わきが」などの臭いに関する誹謗中傷が継続的に行われていた可能性を否定することはできないが、高島高校による調査の結果をはじめとして、本件全証拠を総合しても、仮にこのような誹謗中傷の行為がなされていたとしても、誰がいつ頃、どのような態様で、いかなる表現方法をもって行っていたのか不明であって、現状では遺憾ながらこれを特定する術がないといわざるを得ない。

3) 学校の責任について

Aに対して、学校関係において「わきが」などの臭いに関するいじめが継続的に行われていた可能性を否定することはできない。しかしながら、本件全証拠を総合しても、Aに対するいじめが、誰がいつ頃、どのような態様で、いかなる表現方法をもって行っていたのか不明であって、現状ではこれを具体的に特定することができない以上、予見可能性及び結果回避可能性の存在を基礎付ける具体的な事実関係を認めるに足りないといわざるを得ない。そうすると、高島高校の教職員において、Aのいじめについての予見可能性、ひいては結果回避可能性があったとはいえず、いじめ発見・予防義務を怠った過失があるとは認められない。

4) 判決の特徴

判決【8】は、「Aに対するいじめが、誰がいつ頃、どのような態様で、いかなる表現方法をもって行っていたのか不明であって、現状ではこれを具体的に特定することができない」としている。判決は、違法行為としてのいじめの存在を証拠に基づいて認定することができなかつたと述べる。そのうえで、判決

は、「いじめは存在していない」から、「学校はいじめの発見・予防義務を怠った過失は認められない」という結論を直接導いている。

しかし、判決は、「高校の実施した数次にわたる生徒らに対する聞き取り調査の結果を見る限り、2年3組内で『わきが』などの臭いに関して『くさい』とか『きもい』などの不適切な言葉による問題発言が、生徒の一部の間で陰に陽に交わされていたことは認められる」と認定している。とすれば、本件高校は、生徒らが安全に安心して学校生活を送れる空間ではなかっただろう。

本件高校は、いじめ問題に関してどのような取組をしていたのか、判決が認定した事実から拾っておきたい。平成18年10月頃、高島高校では、生徒からいじめに関する相談が4件あった。そのなかの1つは、2年1組で陸上部に所属する女子生徒Bによる部活動内で孤立しているというものであり、具体的には、平成18年の夏休み頃、泊まり掛けの記録会か大会の際、宿所の同室者に宿泊部屋のドアを施錠されて閉め出されたという訴えであった。陸上部の顧問で2年1組の担任であったC教諭をはじめ教諭らは、相談を受けて、個別に陸上部員から事情聴取を行ったが、施錠してBを閉め出した事実を認める生徒がいなかったことから、学校として、相談にかかる事実はなかったと判断した。その後、Bは、最終的に不登校となった。また、「D教諭は、同月（11月）17日ころ、2年3組の全生徒の前で、文科大臣が同日付けで発したいじめに関する文書⁽¹¹⁾を読み聞かせて、何でも相談してほしいと告げた。また、高島高校では、同日、生徒を対象とするいじめに関するアンケートの用紙を配布し、同月20日朝に回収した。」

学校はいじめ問題になんの取組もしていないわけではない。しかし相談に対する対応例をみても、実効性のある取組かは疑問である。

判決【8】のように、「いじめの存在」そのものが否定されてしまうと、「いじめ」を予見できたか否か、また、重大な結果の発生を回避することができたか否かという法的判断のプロセスに進むことができなくなるように思われる。

従来から、「学校設置者は、いじめの具体的態様又は程度、被害生徒と加害生徒の年齢、性別、性格、家庭環境等の諸般の具体的状況に照らして、そのまま放置したのでは生命若しくは身体への重要な危険又は社会通念上許容できないような深刻な精神的・肉体的苦痛を招来することが具体的に予見されるにも

かかわらず、故意又は過失によって、これを阻止するためにとることのできた実効的な方策をとらなかったとき、初めて安全保持義務違反の責めを負う」（中野富士見中学いじめ自殺事件・東京地判平成3・3・27判時1378号26頁）とされている。

しかし、このような安全配慮義務論は、暴行・恐喝型いじめ事件を念頭に展開されてきたものであり、今日多く見られる「心理的圧迫型」いじめ事件の場合には妥当性が失われている。安全配慮義務論は再検討すべき時期にきている。

暴行・恐喝型いじめ事件と異なり、「心理的圧迫型」いじめ事件の場合、事実の認定が困難なことは推測できる。加害生徒が発言内容を否定するためである。判決【8】と類似する事案がある（横浜地判平成18・3・28判時1938号107頁。¹²⁾ この事案では、加害生徒のうち1人の言動の違法性が認められ、精神的苦痛に対する慰謝料として50万円の損害賠償請求が認められた（本判決は、自殺の予見可能性は否定し、死亡に対する賠償責任は認めなかった）。「被告B子の発言は『アトピーが汚い』、『顔が醜い』などA子の身体的特徴を取上げていわれない中傷を加えるものや、『部活に邪魔』など部活動内におけるA子の存在価値を否定するもの、さらに病気養療中のA子に対して「もう仮病は直ったの。」と言うなど当時のA子の心情を顧みずにされたものがあり、上記発言内容はそれ自体A子に大きな精神的苦痛を与えるものということができる。そして、A子は平成10年5月ころから7月までの間、複数の友人や精神科医、X1（母親）及び教師などに相談し、被告B子に対する強い被害感情を周囲に示していたことに照らすと、被告B子の上記発言はA子に対して機会あるごとに執拗に繰り返されていたものと認められ、被告B子による発言がA子を精神的に追い詰め、耐え難い精神的苦痛を与え、人格的な利益を侵害したものと認めるのが相当であるから、被告B子の上記認定の言動は違法というほかはない。」

この事案では、加害生徒は発言内容を否定したが、裁判所は、A子は生前に複数の友人に被告B子による発言等について相談し、精神科医にも訴えかけ、X1（母親）にも帰宅途中に目に涙を浮かべながら打ち明けており、それらの相談内容は概ね一致していること、現に被告B子がA子を蹴った場面も目撃されていること、A子は教師の前でも「被告B子を沈めたい。それが復讐になる」などと述べて敵意や被害感情を示していることなどの各事実を認定して、B子

の発言内容を認めた。⁽¹³⁾ これに対し、判決【8】では、具体的な事実を認定できなかった。

3 いじめ行為の違法性判断

いじめの存在を否定するのが、判決【7】、【8】である。いじめの違法性を否定するのが、【1】、【2】、【3】、【4】、【5】、【6】である。

いじめ行為の違法性判断は、従来の裁判例（神崎中学校いじめ事件・千葉地判平成13・1・24判例地方自治216号62頁，津久井町立中野中学校いじめ自殺事件・横浜地判平成13・1・15判時1772号63頁，東京高判平成14・1・31判時1773号3頁⁽¹⁴⁾）に示されていたように、各行為の全体的総合的な評価である必要がある。

しかし、加害児童・生徒らの行為を個別的に分解して評価する裁判例が登場した。判決【3】は、「まずは被告子供らの個別の責任を検討し、その後共同不法行為の成立を検討する」、「被告子供らの共謀を認めるに足りる証拠はない」という「加害行為の分解」手法によって、全体としての加害児童らの行為の違法性を否定した。判決【5】は、生徒らの行為を「複数名が同調してAに対して一方的、継続的に行っていたもの」ではないと評価して、不法行為の成立を否定した。これは、従来のいじめ認識の到達点からの後退である。なぜ裁判官のいじめ理解の後退を示すような行為の分解的手法をとる裁判例が登場したのかわからないが、従前の違法性判断に立ち戻るべきである。

確かに、文部科学省のいじめの定義に当てはまる行為があったとしても、不法行為法上違法であるとはいえないかもしれない。たとえば、神崎中学校いじめ事件・千葉地判平成13・1・24判例地方自治216号62頁は次のように述べる。「いじめは、論者によって多様な定義がなされ、また、手段及び方法として、冷やかす、からかい、言葉でのおどし、嘲笑・悪口、仲間外れ、集団による無視、物品又は金銭のたかり、持物を隠す、他人の前で羞恥・屈辱を与える、叩く・殴る・蹴るなどの暴力等が挙げられ、程度としても意地悪の域を出ないようなものから、道徳・倫理規範上の非違行為、さらには、それ自体が犯罪行為を構成するようなものまで、多種多様にわたるものをその概念中に包摂する余地のあるものであるが、基本的には、強者が弱者に対して精神的・肉体的な苦痛を

継続して与える行為をその中核とするものであるということが出来る（もっとも、右にいう強者・弱者という立場は、可変的、流動的であり得る。）。ここまででは、一応、共通認識としていだろう。

千葉地判平成13・1・24は、この認識に続けて各行為を全体として評価すべきことを述べる。「ところで、右の行為の中には、個別的に見ればその態様ないし程度が些細なものもあり、また、生徒の学校生活ではその一部あるいはそれに近い行為が日常的に生起している場合もあるところ、未成年、殊に中学生くらいの年代の子供は、このような行為を通じて他人と接触する訓練を積む側面のあることも否めないのであるから、いじめがその概念中に多種多様な手段・方法を包摂するからといって、先に挙げた手段・方法に該当する行為が一部でも存在すれば直ちに不法行為が成立するものと解するのは相当ではないというべきである。

しかしながら、一方で、ある行為が個別的に見てそれ自体としては些細なものとして評価し得べき場合であっても、当該行為が全体として専ら特定の生徒に向けられたものであって、単数あるいは複数の生徒により、長期にわたって執拗に繰り返され、被害生徒の心身に耐え難い精神的苦痛を与えているような場合には、かかる行為が全体として違法になることはいうまでもない。」

また、横浜地判平成13・1・15判時1772号63頁（津久井町立中野中学校いじめ自殺事件）も次のように個々の行為は全体として評価されるべきと述べている。「本件共同不法行為は、同一の生徒によるものではなく、個別的にはAと一名あるいは数名の生徒との間のトラブルの様相を呈してはいるが、同一のクラス内において、他の被告加害生徒らのAに対する加害行為の存在を認識しつつ行われ、個々の行為の加害性は一見小さいようにみえても、継続、累積により、全体して、Aの精神的、肉体的負担を増大させる悪質かつ陰湿な加害行為となったものであって、到底、少年期におけるいたずら、遊びの範疇に属するものなどとして許容されるものではない、また、複数の生徒から継続的にいたずらされ、からかわれているような状況のもとにおいて、ただ堪え忍ぶだけでなく、やり返したり、時には自ら先に手を出したりしたことがあったとしても、それは、理不尽な本件認定暴行等に対する抵抗であって、右抵抗があったからといって、被告加害生徒らによる本件認定暴行等が、対等の立場での単なるい

たずらや遊びの範疇に属するものとは到底いえず、むしろ、耐えるだけでなく抵抗する気力がある者でさえ心身ともに追い込まれたこと自体、本件認定暴行等の苛酷さを推認させるものというべきである。したがって、被告加害生徒らがこのような本件認定暴行等に、前記のとおり機会、態様等を異にしたにせよ加わったことを認識していた以上、Aを巡るトラブルの中には、Aの言動に触発されたり、誘発された側面を有しているトラブルがあったとしても、本件認定暴行等について、それがいわゆる『一方的な』、『いじめ』であるとは考えていなかったか、『いたずら』、『からかい』であると考えていたかなどの被告加害生徒らの主観的認識は、それがいたずら又はからかい程度のものにすぎないとの認識自体が誤っていたといえこそすれ、本件共同不法行為の成否についての前記判断を左右するものではない。」

これに対し、判決【6】は、加害生徒の各行為を全体的に考慮するという姿勢をとったが、「明らかに相手方の児童の心身に精神的な苦痛を与える意図と態様」をもって行われたものとまでは認めることができないとして、加害生徒の行為の違法性を否定した。判決【4】も、「被告生徒らの一連の言動は、これらをすべて合わせ考慮しても、X1に対する違法な加害行為であるとはいえず」としている。なお、判決【1】は、原告らがいじめと主張した行為を「悪ふざけ」と評価した。判決【2】は、児童らの行為は、ふざけ合いの域を出ないものであり、危険性の高いものではなかったとしている。

さらに、旧態依然たる教育論を述べることによって、加害生徒らの不法行為責任を否定する判決も登場している。判決【4】は、「このような部活動の先輩による後輩に対する指導又は注意は、精神的に未成熟な児童の健全な成長過程において不可避免的に起こる事態であって、これを違法行為であると安易に評価することは、部活動を通じて集団生活において身に着けるべき礼儀等を学ぶといった教育目的を阻害するとすらいえる」とか、「児童間の衝突も、中学生という未成熟な児童間において頻繁に見られるものといえるし、精神的に未成熟な児童の健全な成長過程において不可避免的に起こり得る」という教育論を述べた。この種の教育論が、いじめ問題への学校の対応の深まりを妨げている。いじめ防止基本方針策定協議会座長の森田洋司は、いじめが繰り返される背景に、「軽微ないじめの『見捨て』や対応の等閑視があった。」⁽¹⁵⁾と指摘している。学

校の安全配慮義務論は、この森田の指摘に 대응するように深化させる必要がある。

4 安全配慮義務論の貧困

1) いじめ行為の不存在ないし違法性の否定と安全配慮義務違反の否定とを直結させているのが、判決【4】、【5】、【8】である。判決【1】も直結の類型に入るだろう。判決【1】は、原告らがいじめと主張した行為を「悪ふざけ」と評価し、いじめは存在しないとしたうえで、本件自殺との相当因果関係を否定した。相当因果関係を否定することによって、学校の安全配慮義務の内容は検討されることなく終わっている。これに対し、直結させていないのが、判決【2】、【3】、【6】、【7】である。

判決【4】は、「原告らが被告生徒らの原告X1に対するいじめ行為であると主張する被告生徒らの一連の言動は、これらをすべて合わせ考慮しても、原告X1に対する違法な加害行為であるとはいえず、被告生徒らが原告らに対して不法行為責任を負うとはいえない」としたうえで、「そうすると、本件中学校の教諭らが、原告X1に対するいじめ行為を認識し、又は認識することが可能であったとはいえず、原告ら主張の安全配慮義務違反があったとはいえない」と、生徒らの不法行為責任の否定と「いじめ行為を認識し、又は認識することが可能であったとはいえず」という安全配慮義務違反の否定とを直結した。判決【5】は、いじめの不存在（不法行為成立の否定）といじめ防止義務違反の否定とを直結している。判決【8】は、「いじめは存在していない」から、「学校のいじめの発見・予防義務を怠った過失は認められない」という結論を直接導いている。

いじめが問題になる場面で、学校側は不作為の違法の責任を問われる、守備ミスの場面である。違法行為に対する守備が問題であると捉えるならば、この直結の論理には、疑問を挟む余地はないように思える。

2) しかし、学校のいじめ防止責任が問われる場面で、生徒らによる違法行為ないし不法行為の成立が前提とされているだろうか。

文部科学省は、現在、いじめを「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている

もの」と定義している。いじめ防止対策推進法は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義している（同法2条1項）。

いじめ防止対策推進法は、その目的の箇所（同法1条）で、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため」として、守られるべき子どもの権利を鮮明にしている。基本理念の箇所では、いじめの防止等のための対策は、「児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができる」とようにすると表現する（同法3条）。

同法によって、学校の設置者の責務は、「基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる」と定められ（同法7条）、学校及び学校の教職員の責務も「学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する」（同法8条）ことが定められた。学校におけるいじめの防止に関する規定⑧（同法15条）、いじめの早期発見のための措置に関する規定（同法16条）も置かれた。従来、学校の教職員の責務の法的根拠については、「小学校の校長ないし教諭が、学校教育の場において児童の生命、身体等の安全について万全を期すべき条理上の義務を負うことは、学校教育法その他の教育法令に照らして明らかである」（三室小学校いじめ負傷事件・浦和地判昭和60・4・22判時1159号68頁）とか、「児童の生命・身体等の安全について万全を期すべき義務（『一般的安全保持義務』という。）は、学校教育法上、あるいは在学関係という児童生徒と学校側との特殊な関係上当然に生ずるものである」（長崎地（福江支部）判昭和63・12・14判タ696号173頁）とかの説明がなされてきた。

いじめ防止対策推進法の成立によって、学校の責任、守備範囲を法律の解釈から導き出し、具体化することができる新しい段階に入った。「当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」（同法13条）、「啓発

その他必要な措置」(同法15条)、「相談体制」(同法16条)の質を問うことができる。

いじめ防止対策推進法の成立によって、教育活動上は外在的危険というべき生徒間事故であるから、安全配慮義務が発生するのは何らかの事故が発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情がある場合に限られるとの考え方は克服されるべき段階にきた。たとえば、長崎地(福江支部)判昭和63・12・14判タ696号173頁は、「この一般的安全保持義務(学校教育の場において、児童の生命・身体等の安全について万全を期すべき義務)は、……それが学校教育活動の特質に由来する義務であることから、その義務の範囲も、学校における教育活動及びこれと密接に関連する学校生活関係に限られるべきものであり、特に教育活動上は外在的危険というべき生徒間事故において校長及び担任教諭の具体的な安全保持義務が生ずるのは、当該事故の発生した時間、場所、加害者と被害者の年齢・性格・能力・関係、学校側の指導体制、教師の置かれた教育活動状況等の諸般の事情を考慮して、何らかの事故が発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情がある場合に限られる」と述べていた。福岡地判平成元・8・29判タ715号219頁も、「特に教育活動上、外在的危険というべき生徒間事故において校長らの具体的な安全保持義務が生ずるのは、当該事故の発生した時間・場所・加害者と被害者の年齢又は学年・性格・能力・交友関係・学校側の指導体制・教師の置かれた教育活動状況等の諸般の事情すべてを考慮して、事故発生の危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情がある場合に限られる」と、外在的危険を理由に危険の具体的予見可能性を要求していた。

しかし、「教育活動上は外在的危険」という性格付けから「危険の具体的予見可能性」を要求する論理は、学校教育の強制的契機を軽視ないし無視している。「学校事故には、ある意味で閉ざされた社会に外ならない学校の内部における出来事であるという特色」があるから、「その管理者には、当該社会(=学校)における安全性を確保すべき高度の責任がある」。⁽¹⁶⁾

この学校教育の強制的契機のゆえに、学校は児童・生徒の安全の確保について万全を期する義務が生じるのである。この義務は、「集団生活を営んでいくうえに必要な人格教育や予想される児童間の事故を防止するために必要な事項

についての教育を施すべき義務をも包含する」のであり、「学級担任教諭としては、児童の生命、身体等の保護のために、単に一般的、抽象的な注意や指導をするだけでは足りない」のである（三室小学校いじめ負傷事件・浦和地判昭和60・4・22判時1159号68頁）。⁽¹⁷⁾ この「教育を施すべき義務」、「組織に期待される行為規範」⁽¹⁸⁾ も、いじめ防止対策推進法の成立を機会に明確になろう。

次に、直結の論理から距離を置いている裁判例をみよう。判決【2】は、学校側の防止義務に関して、「教育現場で発生した事故が、違法性のない行為に基づく場合であっても、その一事をもって、教師に注意義務違反がなかったと判断することはできない」と一般論としては述べている。安全配慮義務違反の判断は、児童の違法性のある行為を前提としないとの立場に立つものといっている。判決【3】は、「いわゆるいじめがあった場合、加害者となった者に不法行為責任が認められるか否かとは別に、学校が適切ないじめの防止策や、いじめが起きた後の適切な対処を行わなかった場合には、安全配慮義務違反の不法行為により、被害者に対し損害賠償義務が生じることがある」としている。判決【3】は、規範としては、加害子どもの不法行為責任が不成立の場合でも、学校の安全配慮義務違反を肯定する余地を残している。「適切ないじめの防止策」や、「いじめが起きた後の適切な対処」が安全配慮義務の内容として捉えられている。判決【6】も、加害児童の違法性の否定と安全配慮義務違反の否定とを直結させていない。判決【7】も、いじめの不存在と安全配慮義務違反とを直結していない。判決【7】では、安全配慮義務の範囲は「公立高校の教員は、生徒に対する安全配慮義務の一環として、生徒が、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における悩みを抱えていることがうかがわれ、これにより生命、身体等の安全を害するおそれがある場合には、生徒の悩みを聞き出してこれを解消するための措置をとるなど、適切な対応を行い、生徒の安全に配慮する義務を負う」とやや広く捉えられている。

しかし、直結の論理を回避した裁判例にも課題がある。判決【3】における学校の義務の内容の具体的なとらえ方は貧困なように思える。一つ一つの出来事を分解して検討した場合には、学校に問題がないようにみえる。しかし、全体として、対応は失敗しているのではないか。判決【6】は教員の裁量論を梃子にして、「実際に執られたいじめの防止策や指導の方法が完全さを欠いたと

しても、それ故に直ちに国家賠償法上違法となるというべきではなく、問題となつたいじめの悪質性と頻度、身体之苦痛又は財産上の損失を与える行為の有無及び内容などの諸点に照らして、明らかに不十分な対応しか執られていないと認められる場合に、安全配慮義務違反が肯定される」として、安全配慮義務の範囲を狭めた。

3) さて、直結の論理から距離を置いている裁判例に内包されている法理をどのように発展させていけばいいのだろうか。

不法行為法上の過失の定義としては、東京スモン地裁判決が引用・参照されることが多い。⁽¹⁹⁾「過失責任主義に立脚する見地においても、過失の前提となる注意義務の内容につき、なお説の分かれるところであるが、当裁判所は、民法709条所定の『過失』とは、その終局において、結果回避義務の違反をいうのであり、かつ、具体的状況のもとにおいて、適正な回避措置を期待し得る前提として、予見義務に裏づけられた予見可能性の存在を必要とするものと解するのである」。⁽²⁰⁾ この定義は、「結果回避義務と、その前提たる予見義務とに違反した行為」を過失の一般的定式とする平井説と平仄はあう。⁽²¹⁾ 行為の結果に焦点を合わせて過失判断がなされる（結果不法的過失）。この場合、過失概念の中に因果関係も内包されてしまう。⁽²²⁾

しかし、いじめ裁判例をみると、予見可能性の存在の判断は「予見義務」を前提にするということが意識されないまま、漫然と学校の予見可能性が否定されているものが目につくように思える（裁判例【1】から【8】参照）。「予見義務に裏付けられた予見可能性の存在」は、薬害・公害・医療過誤訴訟においてのみ問題になるわけではない。専門家責任が問われる場合には、常に予見義務が問題になるはずである。いじめに対する学校の過失が問題になる場面では、結果との因果関係、結果の予見可能性をひとまず切り離して、まず、いじめ問題に取り組む学校の行為規範を明らかにし、そしてその行為規範に照らして過失の有無を判断する（行為不法的過失）ことが考えられていいのではないか。

先に述べたように、いじめは、けんかなど同様に「教育活動上は外在的危険というべき生徒間事故」として整理されてしまうことが多い。仮にそのように整理するとしても、教育活動内在的な事故における過失判断を参考にして、予見義務の問題を深める余地はある。芝池義一の所説、注意義務の二重性、二

段階の注意義務論に依拠しながら考えてみたい。⁽²³⁾

芝池は、注意義務の二重性の議論を学校事故を素材として論じている。クラブ活動や体育の授業や理科実験の場合、具体的な危険（具体的注意義務、具体的な損害回避義務）のレベルに問題を限定すると、突発的な事故については予見可能性がない、瞬時の事故の場合には回避可能性がないということになる。しかし、「一般に、教育活動には大なり小なり危険性が内在している（抽象的危険）。教員は、この抽象的危険の段階でこれを予測し、その回避のための措置を講じることができるし、また講じなければならない（抽象的注意義務とそれに基づく抽象的損害回避義務）。この義務の1つとして、あらかじめ（具体的危険が顕在化する前に）、危険に対処する方法を習得するためのプログラムを作りこれを児童・生徒に実行させるという意味でプログラム責任と呼ぶことができるものがある」。たとえば、難易度の高い運動技術は、事故の具体的予見可能性がなくとも、段階的に教えていくことが要求される。「そしてこれらの責任を怠れば、過失（抽象的過失）があることになる。学校では、このような抽象的注意義務と具体的注意義務とが相まって、危険の防除が行われるものと考えられる。」

また、芝池義一は、既に、1995（平7）年に、今日の過失論は調査・研究義務を媒介項としたものへと発展していることを前提にして、いじめ問題についても次のように述べていた。「今後、いじめの発生の機序・解決方法についての調査・研究義務が問題となるかもしれない。すなわち、従来のいじめに関する裁判例では、予見可能性が問題になっているが（例えば、東京高判平成6〔1994〕・5・20判時1495号42頁＝中野富士見中学事件）、それは、具体的な被害者に対するいじめについての具体的な予見可能性である。しかし、いじめが多くの学校に蔓延している事態を前提にすると、教育担当者としては、自己の勤務する学校でいじめを具体的に認識・予見できなくとも、いじめの有無を調査し、また、その解決方法を検討ないし研究する義務があるという法理が認められるであろう（従って、研究義務は、回避可能性の発見にも関わるものと解される）。この義務を怠ることによって被害が発生すれば、やはり過失があることになる」。⁽²⁴⁾ 芝池の場合には、調査・研究義務を課すことによって予見義務が加重され、そして加重された予見義務を基礎として予見可能性、結果回避可

能性が判断されることになる。

この芝池の議論は、民法の議論として受け止めることができる。潮見佳男は、『民事過失の帰責構造』のなかで、「伝統的な理論は、過失の前提たる注意義務が成立するためには具体的危険が現存していなければならないというドグマの支配を受けている。そのうえでの予見可能性であり、結果回避義務である。他方、抽象的危険化段階で一定の行為義務を課するということに対しては、それは結果責任をもたらすことになるとの懸念が強いように思われる」と述べて、危惧感説（危惧感が存在する段階で行為義務を課す）を過失の一般理論の一角を形成するものとして支持している。⁽²⁵⁾ 問題は、医療過誤事件類型や公害被害事件類型で産み出された過失理論をいじめ事件類型で展開することができるかどうかである。

今日では、既に多くの研究者が述べているように、少なくとも、漫然と学校の教諭らの予見可能性の有無を検討するのでは困る。いじめ自殺の場合での学校側の自殺の予見可能性を議論する際に、後藤卷則は、「教師個人の専門的能力の修得、さらにはいじめをなくすための教育、いじめが自殺を招く可能性があることを教える教育」などを前提とする、学校の組織全体としての予見可能性を問題とすべきと論じる。⁽²⁶⁾ この場面で、また、水野謙も、学校全体としてのいじめ防止システムの確立と、それに基づく（プロセス）を通じての予見可能性の有無を問題にする。⁽²⁷⁾

この学校の調査・研究義務ないしいじめ防止システムの確立については、いじめ防止対策推進法の成立・施行によって新たな段階に進んだ。森田洋司は、「個々の職務や個々人による対応の限界を補強する徹底した組織的対応に向けてシステムの構築と体系的・計画的な取り組み」が国の基本方針となっている、と述べる。⁽²⁸⁾

このいじめ防止システムの確立という視点からみると、今学校が取り組むべき最低限必要なことがある。まず、被害児童・生徒はいじめを受けている自分に対する羞恥心や自尊心から被害をひとりで抱え込んでしまうことが知られているから、これを解き放つ教育をあらかじめ施しておく必要がある。いじめを受けたら通報しなさいという一般的な指示では効果はない。いじめは人間としての誇りを奪うもの、「教育を受ける権利」（同法1条）を奪うものであること

をしっかりと教育しておく必要がある。そのような事前の教育があつて初めて、いじめを受けた場合には、誇りをもって、教諭や親に知らせて保護を求めることが可能になる。被害生徒やその親からいじめ被害の通知がなかったから、いじめを認識できなかったでは学校はその責務を果たしていない。

また、いじめを受けた場合の対処方法、奪われた誇り・権利をどのようにして回復するかについても事前に訓練しておく必要がある。防災対策と同様にいじめ問題も、事前に訓練しておかなければ危機に直面したときに用をなさない。「闘う」、「逃げる」という様々な対応を学ばせておきたい。いじめの通報を受けて、学校が対策に動いても、直ちにはいじめが解消されないことも少なくない。問題が解決するまで学校を休んでもよいということも前もって教育しておくことも学校の責務になっていく。このように考えると、学校の安全配慮義務は、学校が違法な行為を具体的に予見できたときから始まるのではない。学校でいじめに遭うという抽象的な危険は常に存在している以上、実際にいじめに遭うという具体的な危険に対処する方法をあらかじめ学ばせておくことも安全配慮義務の内容になる。⁽²⁹⁾

今日、このような実効ある取組がなされないとすれば、それ自体、不作為の違法、過失を根拠づけるものといってよい。本稿で扱った裁判例【1】から【8】までには、「予見義務に裏付けられた予見可能性の存在」、学校の調査・研究義務ないしいじめ防止システムの確立という視点はその片鱗さえない。⁽³⁰⁾

5 おわりに

本稿では、「いじめ行為の違法性が否定されると学校の安全配慮義務違反を問う余地はないとする論理」を批判的に検討してきた。結論を繰り返せば、いじめ防止が問題となる場面では、行政・学校の守備は「違法行為」に対するたんなる守備ではない。この認識に立って、安全配慮義務を考えるべきである。安全な学校を創るために、いじめ防止プログラム・システムを策定・確立し、それに基づいて適切な教育を施すことが学校の安全配慮義務の核心的な部分である。言い換えると、適切な教育をあらかじめ施していることが、学校の過失判断の前提をなす。いじめ防止対策推進法によって学校の責務は法文上も明確にされた。⁽³¹⁾ 今後、学校は、具体的で実効ある内容のいじめ防止対策をとり、

そのことによって教育専門家の集団として予見義務を尽くしておかなければならない。

本稿は、各判決の結論の妥当性を検討することを目的としていないが、自殺あるいは重い後遺症という重大な結果が生じている【1】、【4】、【5】、【7】、【8】の各判決において、学校の安全配慮義務違反、過失が否定されている。あたかも学校の対応が適切であったかのような受け止め方がされるのを危惧するものである。⁽³²⁾ いじめ事件類型での過失概念は結果不法的過失概念から脱却する必要がある。

最後に、学校への過度の期待と信頼から親と子をあらかじめ解き放っておくことが行政・学校の最後の責任として残る。国の責務としては、教育の複線化を充実させることが必要である。自治体、学校の責務としては、充実した教育体制を組むこと⁽³³⁾や、「中学校卒業程度認定試験」、「高等学校卒業程度認定試験」をも周知させ、学習支援をする体制を組むことも含まれよう。学びの場は学校教育法にいう学校だけではない。⁽³⁴⁾

- (1) 遠藤博也「危険管理責任における不作為の違法要件の検討」北大法学論集36巻1・2合併号459頁以下（1985）など。
- (2) 学校事故を守備ミスと捉えることには、批判がある。今村成和「放課後の事故と教師の保護監督義務」『人権論考』（有斐閣、1994）278頁以下は、遠藤の危険管理責任とは質的に違った危険責任の一種と捉える。強制的契機に基づく、「引き受けた危険」として学校における安全性を確保すべき高度の責任がある。なお、市川須美子『学校教育判例と教育法』（三省堂、2007）39頁は、いじめの場合には、学校側の不作為は、単なる守備ミスから、むしろ積極的な加害（直接打撃型）に転化する、と指摘する。
- (3) 教育活動に内在する事故類型だと、過失判断の内容も豊かである。たとえば、伊藤進は、学校体育事故事例での過失を、①実施計画指導上の過失、②実施計画上の過失、③指導監督上の過失、④直接実技指導上の過失と整理している。伊藤『不法行為法の現代的課題』（総合労働研究所、1980）90頁以下。
- (4) 兼子仁『教育三法（新版）』（有斐閣、1978）509頁。詳細は、采女「いじめ裁判と

安全配慮義務・」鹿大法学論集39巻1号100頁以下（2005）参照。

- (5) 文部科学省（旧・文部省）による「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」のいじめの定義（統計上の基準）は、変遷している。昭和60年度の調査では、「(1) 自分より弱いものに対して一方的に、(2) 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、(3) 相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする」。平成6年度からは、いじめか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行うように、いじめの定義を改めて、「①自分より弱者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」とする。先の定義から「であって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」の部分削除したものであり、各学校において積極的な実態把握に努めるよう徹底をはかった。また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うように求めた。「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。平成18年度の調査から、さらに定義を改めた。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。また、平成18年度から、いじめ調査でも、いじめの「発生件数」から、「認知件数」と改められている。

いじめ防止対策推進法では、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているも

のをいう」(同法 2 条)と定義されている。

- (6) 本法の意義については、森田洋司「いじめ対策の法制定の意義と求められる対応」教育委員会月報平成25年12月号(第771号)2頁以下参照。森田は、第2条のいじめの定義における「影響を与える行為」を次のように説明する。『いじめ』の現象発生メカニズムの基本要素は、力関係の非対称性(アンバランス)の悪用・乱用である。ここでいう「力」とは、「影響力」を意味する。この「影響を与える行為」は、人が関係を結び集団や組織を作り、社会生活を営むところには常に存在する普遍的な要素であり、「影響を与える行為」が悪用・乱用されることがいじめである。
- (7) 従来は、学校の安全配慮義務は、条理から導かれていた。「小学校の校長ないし教諭が、学校教育の場において児童の生命、身体等の安全について万全を期すべき条理上の義務を負うことは、学校教育法その他の教育法令に照らして明らかである。」(三室小学校いじめ負傷事件・浦和地判昭和60・4・22判時1159号68頁)など。
- (8) 既に多くの通知が積み重ねられている。①「児童生徒のいじめの問題に関する指導の充実について」(昭和60年6月29日、文初中第201号文部省初等中等教育局長通知)、別添「児童生徒の問題行動に関する検討会議緊急提言—いじめの問題の解決のためのアピール—」昭和60年6月28日、②「最近における「いじめ」等青少年の問題行動に関して当面とるべき措置について」(昭和60年11月16日国初第25号、文部省初等中等教育局長・社会教育局長通知)、③「いじめ問題の解決のために当面取るべき方策等について」(平成7年3月13日、文初中第313号文部省初等中等教育局長通知)、④「いじめ問題への取組の徹底等について」(文初中第371号、平成7年12月15日、文部省初等中等教育局長通知)、⑤「いじめの問題に関する総合的な取組について～今こそ、子どもたちのために我々一人一人が行動するとき～」(児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議・報告)平成8年7月16日、⑥「いじめの問題に関する総合的な取組について」(文初中第386号、平成8年7月26日、文部省初等中等教育局長、文部省生涯学習局長通知)、⑦「いじめの問題への取組の徹底について」(文科初第711号、平成18年10月19日、文部科学省初等中等教育局長通知、別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」)、⑧「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(文科初第1019号、平成19年2月5日、文部科学省初等中等教育局長通知)、⑨「いじめの問題への取組の徹

底について」(平成22年11月9日,22文科初第1173号文部科学大臣政務官)。その他,毎年度報告される調査の最新のものとして,「平成25年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」(平成26年10月16日,文部科学省初等中等教育局児童生徒課)など参照。文科省のHP(<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/1336271.htm>)には,平成18年以降のいじめ等に関する文部科学省の通知文と国立教育政策研究所作成の支援資料等が掲載されている。

- (9) 安全配慮義務という用語は,本来,契約責任の領域を拡張するものとして登場したが,今日の多くの裁判例では,国家賠償法1条1項ないし民法709条の一般的な注意義務の内容をいじめや学校事故が問題となる場面で具体的に表現するための用語として定着している。安全配慮義務という用語でもって,違法性判断ないし過失判断をする前提としての学校側の義務の内容が表現されていると思われる。安全配慮義務という表現を避けて,安全保持義務,安全確保義務と表現されることもある。
- (10) 「いじめ問題に関する取組事例集」(平成19年2月,文部科学省,国立教育政策研究所生徒指導研究センター)の他,文部科学省の前掲各通知など参照。
- (11) 平成18年11月17日文部科学大臣は,「未来のある君たちへ」と「お父さん,お母さん,ご家族の皆さん,学校や塾の先生,スポーツ指導者,地域のみなさんへ」という2つのお願い文書を出している。「未来のある君たちへ」では,「弱いたちばの友だちや同級生をいじめるのは,はずかしいこと」,「いじめられて苦しんでいる君は,けっして一人ぼっちじゃないんだよ」というメッセージを送っている。
- (12) 詳細は,采女「判批」鹿大法学論集41巻2号39頁以下(2007)参照。
- (13) 重大な結果が生じた場合でも,加害生徒が内省することはすくないようである。豊田充『「葬式ごっこ」八年後の証言』(風雅書房,1994)など参照。
- (14) 本判決については,采女「いじめをめぐる法的諸課題—学校の教育責任と被害生徒の親責任—」鹿大法学論集37巻1・2合併号37頁以下(2003)参照。
- (15) 森田・前掲論文3頁。
- (16) 遠藤・前掲書279頁。
- (17) 男子児童の集中的いたずらによって小学4年女児が悪戯による顔面強打した事例で,義歯補綴費用,後遺症に対する慰謝料等を認容した。
- (18) この組織過失の認定が具体的な予見可能性の要求に取って代わることが期待され

- る。「組織に期待される行為規範は違法であり、そうした組織に期待される注意義務違反が過失となる。過失はかなり抽象化される」(阿部泰隆『国家補償法』(有斐閣, 1988) 167頁)。
- (19) 大村敦志『基本民法Ⅱ債権各論』(有斐閣, 2005) 194頁。
- (20) 東京スモン判決・東京地判昭和53・8・3 判時899号48頁。
- (21) 平井宜雄『不法行為法理論の諸相』(有斐閣, 2011) 56頁以下, 同『損害賠償法の理論』(東京大学出版会, 1971) 400頁以下など。
- (22) 平井説の問題点・課題については, 吉田邦彦『不法行為等講義録』(信山社, 2008) 22頁以下, 吉田『民法解釈と揺れ動く所有権』(有斐閣, 2000) 242頁以下など。
- (23) 芝池義一『行政救済法講義(第3版)』(有斐閣, 2006) 252頁以下。
- (24) 芝池「国家賠償法における過失の二重性」民商法雑誌112巻3号376頁(1995)。芝池が二段階の注意義務を議論する場合の「具体的危険と抽象的危険」, 「具体的予見(可能性)と抽象的予見(可能性)」という概念は, 不法行為法上の過失の有無すなわち注意義務違反の有無は通常の払うべき注意の程度を基準として決まると説明される場合の抽象的過失, その対比として使用される具体的過失という概念とは異なる。
- (25) 潮見佳男『民事過失の帰責構造』(信山社, 1995) 99頁以下。
- (26) 後藤卷則「判批(横浜地判平成18・3・28)」判時1965号(判例評論581号) 173頁。
- (27) 水野謙『因果関係概念の意義と限界』(有斐閣, 2000) 282頁以下, 286頁。
- (28) 森田・前掲論文3頁。
- (29) 多様な教育実践が可能と思われるが, 深刻ないじめがはびこる現実の大人世界にも対応できる汎用性のある実践でありたい。森田洋司は, いじめの問題への対応が「人が生きるに当たって直面する様々な課題に対応していくことにもつながる」(前掲論文3頁) ことを期待している。鹿児島では, かつて, 社会科教育法の研究者と教諭らが, 裁判例を活用して, 児童・生徒に危険回避のための方法を学ばせる取組をおこなっている。記録として, 法教育研究会「裁判資料を活用した『いじめ』授業プログラム—学校における『法的コミュニケーション』確立のために」(季刊教育法119号から125号まで 6回連載), 梅野正信・采女博文編『実践いじめ授業 主要事件「判決文」を徹底活用』(エイデル研究所, 2001) 参照。
- (30) もっとも, 単純に, 判決文中に「教育の専門家」という文言が現ればよいとい

うものでもない。文言は現れるが、内容貧困なものに、旭川地判平成12・1・25判例地方自治213号72頁（高校1年，自殺）がある。判決は，2回の暴行を認めたが，反復継続性がないとしていじめの存在を否定し，かつ，本件事実経過全体を総合考慮すると，担任教諭にAの本件自殺を予見する可能性があったものとは認めることはできないから，担任教諭が教育の専門家であることを考慮しても，Aの本件自殺を防止すべき義務があったとはいえないとした。

- (31) いじめ防止対策推進法は，いくつもの課題を抱えているとしても，現場で真摯にいじめ問題に取り組む教諭らを支える役割を果たすことができるだろう。いじめ問題を奇貨として，「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（中教審第176号）（平成26年10月21日中央教育審議会）が現れた。平成26年4月に文部科学省が全国の小中学校に配布した『私たちの道徳』のような美辞麗句でいじめ問題の解決を前進させることはできない。美辞麗句よりも，失敗事例，現実を学ぶべきであろう。実際のいじめ裁判での「行政・学校側の主張」を学ばせるのも道徳教育の深化に有効と思う。横浜地判平成21・6・5判時2068号124頁は，「第1ないし第3事件がそれぞれ1年3か月ないし1年の間隔をおいてはいるものの，唯一原告のみを標的として繰り返されていることからすれば，継続性の要件を十分に満たすと考えられる。また，いじめは，そもそも公然とされるものではなく，犯人の特定ができないことも多いことからすれば，行為者と被害者の強弱の比較ができないなどというのは詭弁に過ぎず，上記のような被害を受けていること自体が弱者であることを当然に推認させるものである。第1ないし第3事件の上記のような内容及び性格からして，これをいじめではないとする被告の主張は採用できないと共に，主張のような認識自体，事の重大性に対する認識の甘さを指摘されてもやむを得ないものといわなければならない」と学校側・教育委員会の主張を厳しくとがめている。
- (32) いじめ自殺事件の多くは提訴されることもなく闇に葬られている。事実を知りたい，いじめのない学校を作りたいという思いでかろうじて提訴されるのである（岩脇克己・岩脇壽恵・いじめの記憶編集委員会『いじめの記憶 もうだれもいじめないで』（桂書房，2008）など被害家族による多くの記録がある）。民法理論は，被害家族の思いに応えるものでありたい。安全な学校の創出に寄与できる法律構成を模索すべきである。

- (33) 読売新聞2014年10月31日は、「不登校やいじめ対応,問題防ぐ専任教諭」の見出しで、相模原市、横浜市、川崎市で、「学級を原則担任せず、不登校やいじめなどに対応する教員」として「児童支援専任教諭」「児童支援コーディネーター」を小学校に配置し、学級担任や保健室の養護教諭らと連携し、きめ細かく児童を見守ることで、問題の未然防止や早期解決につなげていることを報道している。
- (34) 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワークは、2013年2月、「いじめ対策推進基本法」について、以下の三点の内容を盛り込むよう、各党に要望を提出している。「将来的には、いじめ以外の理由でも下記の三点が実現する事を目指していますが、第一歩として『命をかけてまで学校に行く必要はないこと』『学校外場で学び・育つこと』が公的に認められ、支援されることを目指していきます。
1. いじめにあった場合、休んでもいいことを明記する。その際、成績、進級、卒業、推薦入試等の点で不利益、差別が生じないようにすること。
 2. 民間教育施設等を含む学校外での学習を認め、それを支援すること。
 3. いじめによって不登校となった児童生徒が継続して学べるような制度の創設について検討することを附則等に入れること。その際、児童生徒や保護者、民間教育施設などの関係者の意向を十分に尊重すること。」
- (<http://www.freeschoolnetwork.jp/proposal.html>)